

「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（統合イノベーション戦略推進会議令和6年2月16日決定）の実施にあたっての具体的方策

令和6年2月21日
関係府省申合せ

「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（統合イノベーション戦略推進会議令和6年2月16日決定）（以下、「基本方針」という。）の関係施策の実施にあたり、以下のとおり具体的方策を定める。

1. 即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費制度

- ・ 即時オープンアクセスの対象となる学術論文を主たる成果とする競争的研究費制度は、当面の間、
 - ・ 新たな科学的知見の創出を主眼とし、査読付き学術論文を主たる成果として取り扱うもの
 - ・ 「特定の行政施策の一環として行われ、技術水準の向上を図るもの」以外のもの等の観点から総合的に判断するものとし、国内外のオープンアクセスに関する政策動向、市場動向等を踏まえ必要な見直しを行うこととする。
- ・ 学術論文及び根拠データの即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費制度は、現行制度が継続し、2025年度に新たに公募を行う場合について、以下の表のとおり。なお、競争的研究費の各制度の改廃に併せて本表を修正する。

表 学術論文を主たる成果とする競争的研究費制度

	府省名	資金配分機関	制度名
1	文部科学省	日本学術振興会	科学研究費助成事業
2	文部科学省	科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業 ¹
3	文部科学省	日本医療研究開発機構	戦略的創造研究推進事業
4	文部科学省	科学技術振興機構	創発的研究支援事業

2. 学術論文及び根拠データの機関リポジトリ等の情報基盤への掲載

- ・ 機関リポジトリを整備・充実させるとともに、研究者が円滑に機関リポジトリ等の情報基盤に掲載できるように、業務フローの策定等必要な措置をとる。

¹ 先端的カーボンニュートラル技術開発（ALCA-Next）及び情報通信科学・イノベーション基盤創出（CRONOS）を除く。

3. その他即時オープンアクセスの実施のための具体的方策

- ・ 内閣府は関係府省の協力を得て、即時オープンアクセスの進展を確認するための調査を行い、オープンアクセスの達成状況の把握を行う。
- ・ G7 科技大臣会合及び多国間、2 国間の枠組みの会議の場等も活用し、G7 等の価値観を共有する国・地域・国際機関等とオープンアクセスに係る連携を図る。研究成果の公開・共有を図るための国際的なプラットフォーム間の連携を進める。
- ・ 国内外のオープンアクセスに関する政策動向等を踏まえ、必要に応じて本具体的方策の見直しを行う。

4. 今後の検討課題

- ・ 基本方針の関係施策の実施に当たり、引き続き協議が必要な以下の事項について、関係者間で検討を進め、結論を得る。
 - ① 即時オープンアクセスが困難な学術論文及び根拠データの取扱いについて
実務上、即時オープンアクセスが困難な学術論文及び根拠データの対応について、検討する。
 - ② 即時オープンアクセスの対象となる根拠データの範囲について
「根拠データ（掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ）」について実務上適切に対応できるよう検討する。
 - ③ 機関リポジトリ等の情報基盤への掲載が困難な、即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費を受給する者（法人を含む。）への対応について
即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費を受給する者（法人を含む。）の所属する機関において、機関リポジトリ等の情報基盤が整備されていない場合等、学術論文及び根拠データの掲載が困難な場合の措置について検討する。
 - ④ 即時オープンアクセスの実施状況の把握について
資金配分機関、大学等及びその他即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費を受給する者の所属する機関が即時オープンアクセスの実施状況を把握するためのシステム間の連携について、研究者の負担及び資金配分機関が既に使用しているシステム（e-Rad(府省共通研究開発管理システム)含む。）との整合性を加味しつつ、実現可能な範囲及び必要な場合のシステム改修を含めた制度構築について検討する。